

生活福祉資金 貸付制度の ご案内

[平成 23 年 1 月 現在]

1 総合支援資金

失業等により収入が減少し、世帯の生活の維持ができなくなった等、生活の立て直しのためにお貸しする資金です。



2-1 福祉資金 福祉費

福祉機器の購入や、商売・結婚・出産・葬儀・引越・住宅改修等の経費、また日常生活上・一時的に必要な経費等をお貸しするものです。



2-2 福祉資金 緊急小口資金

緊急的かつ一時的に世帯の生計維持が困難となる場合の貸付資金です。



3 教育支援資金

高校、大学、短大、専門学校（専修学校専門課程）への就学に際し、入学金・制服等の経費、授業料・通学定期代等の就学経費をお貸しするものです。



4-1 不動産担保型 生活資金

今お住まいの居住用不動産を担保に生活費をお貸しするものです。



4-2 要保護世帯向け 不動産担保型生活資金

今お住まいの居住用不動産を担保に生活費をお貸しするものです。



生活福祉資金貸付制度とは



1 生活福祉資金貸付制度とは

- この貸付制度は、戦後激増した低所得者層の生活基盤を確保させようとする民生委員の「世帯更生運動」が昭和30年に制度化されたもので、現在では、他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定を目指し、**民生委員や市町村社会福祉協議会が窓口となって、生活支援を基に無利子または低利子で資金の貸付を行うもの**です。

借入希望者は、お住まいの市町村社会福祉協議会へご相談ください。貸付機関は山形県社会福祉協議会です。山形県社会福祉協議会が審査し貸付の適否を決定します。

- 貸付資金の種類（平成23年1月現在）

1. 総合支援資金

2. 福祉資金

①福祉費

②緊急小口資金

3. 教育支援資金

4. 不動産担保型生活資金

①不動産担保型 生活資金

②要保護世帯向け不動産担保型 生活資金

（※掲載している各資金の貸付限度額等は、厚生労働省の通知等により変更することがあります。）

2 ご利用いただける世帯と所得の基準

- 山形県内に住民登録し居住する下記の世帯となります。

低所得世帯

世帯の収入が一定基準以下の世帯。

※一定基準とは、おおむね市町村民税非課税程度。または生活保護法に基づく生活扶助基準額の2.0倍（山形市内3人世帯の場合、世帯総収入が概ね年収400万円）以下。

障がい者世帯

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者手帳の交付を受けている方の属する世帯で、その世帯の収入が一定基準以下の世帯。

※一定基準とは、生活保護法に基づく生活扶助基準額の2.5倍（山形市内3人世帯の場合、世帯総収入が概ね年収500万円）以下。

高齢者世帯

日常生活上、介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯で、その世帯の収入が一定基準以下の世帯。

※一定基準とは、生活保護法に基づく生活扶助基準額の2.0倍（山形市内高齢者2人世帯の場合、世帯総収入が概ね年収300万円程度）以下。

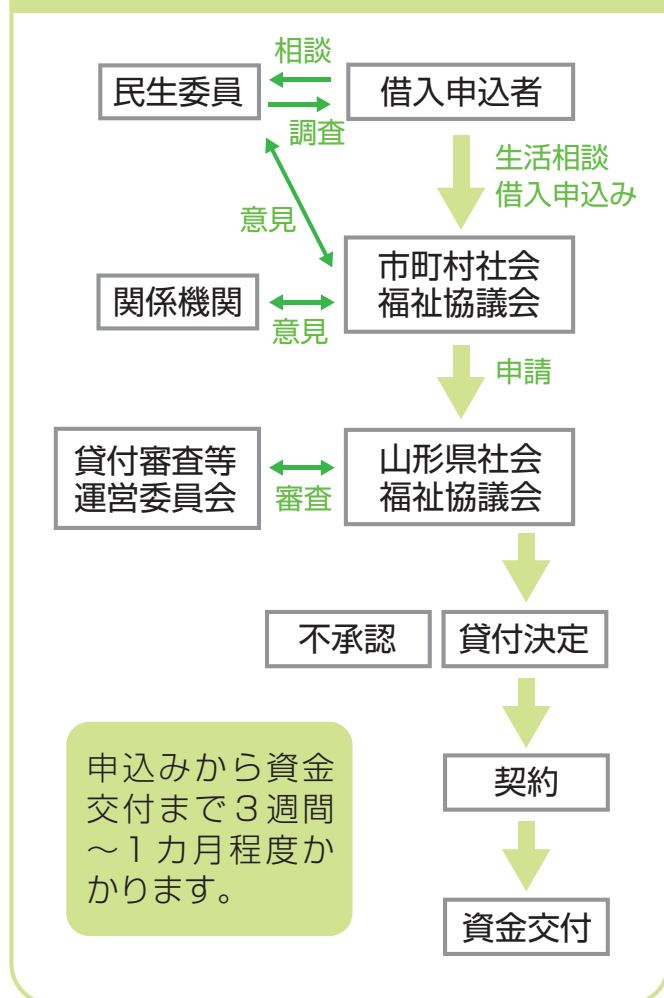
生活保護世帯

生活保護を受けている世帯。

- また、必要な資金の貸付を他から受けることができない世帯が対象であることから、山形県高等学校奨学金、日本学生支援機構奨学金、母子寡婦福祉資金、日本政策金融公庫、その他各金融機関等からの貸付が利用できる場合は、その貸付が優先となります。

注）・資金の種類ごとに貸付対象世帯が異なりますので、ご注意ください。
・会社や団体には貸付を行っていません。

【借入申込みから資金交付までの流れ】



生活福祉資金貸付制度とは



3 ご利用に際して

(1) 連帯保証人について

①原則として「連帯保証人」が必要です。ただし、連帯保証人を付けられない場合でも利用できますが、有利子での貸付となります。

※「緊急小口資金」および「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」は連帯保証人不要。

※「不動産担保型生活資金」は、推定相続人の中から1名の連帯保証人が必要。

②連帯保証人は、以下のすべてを満たす必要があります。

ア. 原則として山形県内に居住する方。

イ. 日頃から借受希望世帯に熱心に相談・援助してくれる方で申込者よりも収入の高い方。

ウ. 年齢が65歳以下の方

エ. 借受世帯の償還（返済）困難時には、連帯保証人として債務を履行することができる方。

注）本資金を利用している方は、連帯保証人になることはできません。

(2) 貸付利子、償還（返済）方法、延滞利子について

①貸付利子

連帯保証人を付けた場合 → 「無利子」

連帯保証人を付けられない場合 → 「年1.5%」です。

※「教育支援資金」および「緊急小口資金」については、連帯保証人の有無にかかわらず無利子です。

※「不動産担保型生活資金」については、年利3.0%または毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い方となります。

②償還（返済）方法

山形銀行・荘内銀行・きらやか銀行(※)・ゆうちょ銀行から口座引落、または払込取扱票で振込みによる償還となります。

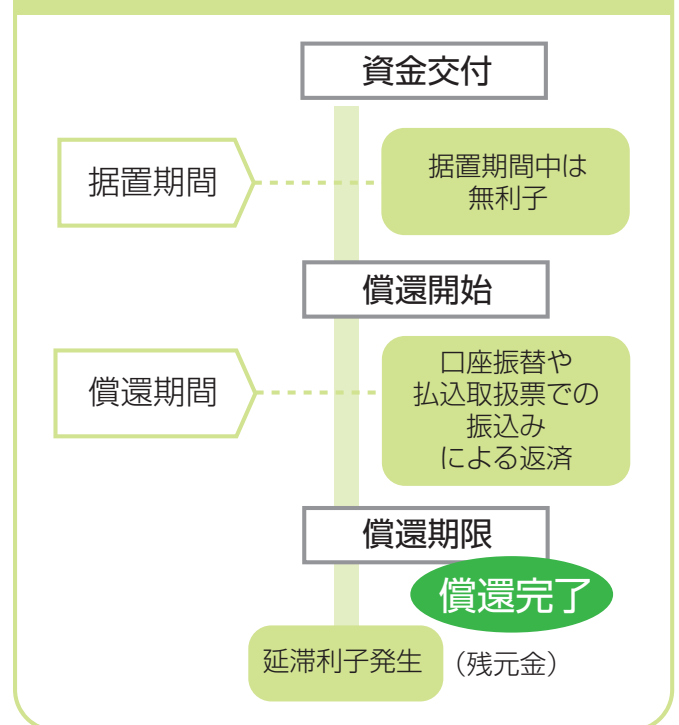
※きらやか銀行は23年4月より取扱開始となります。

③延滞利子

償還（返済）期限内に償還を完了できない場合は、残元金に対し「年10.75%」の延滞利子が発生します。



【償還（返済）の流れ】



(3) 民生委員・社会福祉協議会による相談・支援

この資金は借入世帯の生活の安定や立て直しを図ることを目的としていますので、お申込み時から貸付、償還（返済）完了まで、お住まいの地区の担当民生委員及び社会福祉協議会等の関係者が継続して相談・支援を行います。

(4) 申込みについて

ご相談・お申込みは、お住まいの地区の民生委員または市町村社会福祉協議会が受付窓口です。

(5) その他留意事項

- ご相談の段階で、借入申込者のご家族などとも面接させていただきますことがあります。
- 原則として住民票と居住地が同一でない場合は、借入申込できません。（総合支援資金を除く）
- すでに購入、発注、着工、支払い済みの経費は貸付対象となりません。
- 貸付審査の結果、貸付を行わないことがあります。
- 虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合や貸付後別の目的に使用した場合等は、貸付けた金額を即時に返済いただきます。

生活福祉資金の種類と対象世帯・借入ケース例



資金種類と対象世帯

借入ケース例

1 総合支援資金

低所得世帯

- ・失業者含む
- ・失業等給付、職業安定資金融資、生活保護、年金等のほかの公的給付等を受けている場合は、対象となりません。

(詳しくは5ページ)

- ① 失業や収入の減少により、世帯の生活の維持ができなくなった。
- ② 就職するまでの当面の間の生活資金が足りない。
- ③ 公共料金を滞納しており、住居の退去を求められたり、電話・ガス・水道が止められるおそれがある。
- ④ 住宅の賃貸契約の費用が不足している。
- ⑤ 就職を目指し新しい技能習得をしたい。
- ⑥ 債務を整理するための費用が不足している。
(債権者名簿に本資金を含めないことが条件)



2-1 福祉資金 福祉費

低所得世帯

障がい者世帯

高齢者世帯

生活保護世帯

(詳しくは6ページ)

- ① 商売を始めたい。
- ② 技能資格を取りたい。
- ③ 技能習得期間の生活費が不足する。
- ④ 福祉機器を購入したい。
- ⑤ 結婚・出産・葬儀の費用が足りない。
- ⑥ 引越の費用が足りない(転宅費)。
- ⑦ 日常生活上一時的に必要な灯油代、修学旅行費などが必要。
- ⑧ 住宅の増築、改築、補修等に必要な経費。
- ⑨ 医療費が足りない。
- ⑩ 障がい者の日常生活の便宜を図るため車を購入したい。
- ⑪ 中国残留邦人の国民年金追納のための費用が不足。
- ⑫ 差額ベッド代や病院までの交通費がない。
- ⑬ 介護保険料、介護保険サービス利用料が一時的に不足している。
- ⑭ 療養・介護期間の生活費が不足する。
- ⑮ 火事で家財が焼けた。
- ⑯ 洪水で家が流された。



2-2 福祉資金 緊急小口資金

低所得世帯

(詳しくは8ページ)

- ① 医療費又は介護費の支払が足りない。
- ② 給与等の盗難、紛失。
- ③ 火災等の災害にあった。
- ④ その他これらと同等のやむを得ない事由。



3 教育支援資金

低所得世帯

生活保護世帯

(詳しくは9ページ)

- ① 高校・短大・大学・専門学校の就学費用を借りたい。
- ② 授業料、家賃、通学定期代が足りない。
- ③ 入学金、制服・カバン等の購入費が足りない。



4-1 不動産担保型生活資金

高齢者世帯

(詳しくは10ページ)

- ① 自宅を担保に生活資金を借りたい。



4-2 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

要保護の高齢者世帯

生活保護世帯

※高齢者世帯のみ

(いずれも福祉事務所で貸付が適正と判断された世帯)

(詳しくは11ページ)

1. 総合支援資金

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯が対象。総合支援資金には、「生活支援費」、「住宅入居費」、「一時生活再建費」の3つがあります。

対象となる世帯

● 低所得世帯

※収入の減少や失業等により生活に困窮していること。
前年に所得があったために課税世帯であっても、現に非課税世帯程度の収入しかないと思われる場合も含まれます。

借入ケース例

- 1 失業や収入の減少により、世帯の生活の維持ができなくなった。
- 2 就職するまでの当面の間の生活資金が足りない。
- 3 公共料金を滞納しており、住居の退去を求められたり、電話・ガス・水道が止められるおそれがある。
- 4 住宅の賃貸契約の費用が不足している。
- 5 就職を目指し新しい技能習得をしたい。
- 6 債務を整理するための費用が不足している。

（債権者名簿に本資金を含めないことが条件）

※失業等給付、生活保護、年金等の他の公的給付等を受けている場合は対象となりません。



資金の種類と内容

資金種類		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
総合支援資金	生活支援費	(2人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ※貸付期間は最長1年間	最終貸付日から6カ月以内	65歳に達するまで 20年以内	・ 連帯保証人を立てる場合は 無利子 ・ 連帯保証人がいない場合は 据置期間経過後 年1.5%
	住宅入居費	40万円以内	貸付の日（生活支援費と合 わせて貸し付けている場合 には、生活支援費の最終貸 付日）から6カ月以内		
	一時生活再建費	60万円以内			
貸付対象経費	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用。			
	住宅入居費	敷金、礼金等の住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用。			
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用。			

＜償還例＞……（連帯保証人を立てる場合）…元金1,200,000円 8年（96回）の場合 月額12,500円×96回
（連帯保証人がいない場合）…元金1,200,000円 8年（96回）の場合 月額13,250円×95回（最終回14,000円）

必要な書類

※下記以外に、必要に応じて書類を求める場合があります。
※ご相談の段階で、借入申込者のご家族などとも面接させていただくことがあります。

【共通添付書類】

内 容	対 象 者	書 類
世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者	●世帯全員の住民票及び申込者の身分を証明書類（運転免許証、健康保険証等） ●求職活動等自立に向けた取組みについての計画書（自立計画書）
世帯の所得がわかる書類	借入申込者	●世帯全員の源泉徴収票、所得証明書等 ●失業、収入減による借入希望の場合は、併せてその当時の給与明細等
失業等給付の状況がわかる書類	借入申込者	●雇用保険受給資格者証または離職票 ●求職活動中であることを証明する書類（ハローワークカード等）
公的給付または公的な貸付制度を利用・申請している場合、その状況がわかる書類	借入申込者	該当公的制度の決定通知書または申請書写し等
申込者の個人情報を必要な範囲で関係機関に提供することの同意書	借入申込者	借入申込みにあたっての同意書
連帯保証人について	連帯保証人	連帯保証人の源泉徴収票、所得証明書等

【住宅入居費に関する添付書類】

内 容	書 類
入居予定住宅に関する書類	●入居予定住宅の不動産賃貸契約書の写し ●住宅手当申請時に不動産媒介業者等から交付される「入居住宅状況通知書」の写し ●住宅手当申請時に住宅手当実施主体から交付される「支給対象者証明書」の写し



2-1. 福祉資金 福祉費



対象となる世帯

- 低所得世帯
- 障がい者世帯
- 高齢者世帯
- 生活保護世帯

※貸付対象経費により異なります。

借入ケース例



- ① 商売を始めたい。
- ② 技能資格を取りたい。
- ③ 技能習得期間の生活費が不足する。
- ④ 福祉機器を購入したい。
- ⑤ 結婚・出産・葬儀の費用が足りない。
- ⑥ 引越の費用が足りない（転宅費）。
- ⑦ 日常生活上一時的に必要な灯油代、修学旅行費などが必要。
- ⑧ 住宅の増築、改築、補修等に必要な経費。
- ⑨ 医療費が足りない。

- ⑩ 障がい者の日常生活の便宜を図るため車を購入したい。
- ⑪ 中国残留邦人の国民年金追納のための費用が不足。
- ⑫ 差額ベッド代や病院までの交通費がない。
- ⑬ 介護保険料、介護保険サービス利用料が一時的に不足している。
- ⑭ 療養・介護期間の生活費が不足する。
- ⑮ 火事で家財が焼けた。
- ⑯ 洪水で家が流された。

※購入済みのものや、発注・着工済み、支払い済みの経費は貸付対象となりません。

資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
福祉資金 福祉費	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用	貸付の日から6カ月以内 (分割による交付の場合には最終日から6カ月以内)	据置期間経過後 20年以内 ※対象経費により 目安あり	・連帯保証人を立てる場合は 無利子 ・連帯保証人がいない場合は 据置期間経過後 年1.5%

対象経費別の貸付限度額・償還期間の目安

貸付対象経費	貸付限度額	償還期間の目安
生業を営むために必要な経費	460万円以内	20年
技能習得に必要な経費 及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年程度 580万円以内	8年
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内	7年
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内	8年
障がい者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内	8年
中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円以内	10年
負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が ・1年を超えないときは170万円以内 ・1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円以内	5年
介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が ・1年を超えないときは170万円以内 ・1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円以内	5年
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内	7年
冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内	3年
住宅の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内	3年
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円以内	3年
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内	3年

<償還例>……（連帯保証人を立てる場合）…元金2,400,000円 8年（96回）の場合 月額25,000円×96回
（連帯保証人がいない場合）…元金2,400,000円 8年（96回）の場合 月額26,515円×95回（最終回26,575円）

必要な書類

[共通添付書類]

内 容	対 象 者	書 類
世帯全員の所得がわかる書類	借入申込者 連帯借受人 連帯保証人	源泉徴収票、所得証明書等 ※現在の収入が上記の書類と異なる場合は、直近の給与明細等(3カ月分程度) ※年金等の場合は、通知書の写しなど年金額がわかる書類
障害者世帯		障害者手帳等の写し (特に必要な場合) 福祉事務所の意見書、市町村長の意見書
生活保護世帯	借入申込者	福祉事務所の意見書

[対象経費別添付書類]

対象世帯：低 低所得世帯 障 障がい者世帯 高 高齢者世帯 生 生活保護世帯

※下記以外に、必要に応じて書類を求める場合があります。

対象となる世帯	貸付対象経費	添付書類
低 障 生	生業を始める、拡充するために必要な経費 ※現在、他の金融機関から融資を受けている場合は貸付できません。	・ 所定の「事業実績・計画書」 ・ 確定申告書一式 ・ 見積書(必要な機械器具、設備品、資材等の見積書等) ・ 免許証、許可証(営業許可証、資格証明、運転免許証等) ・ 契約書(請負契約書、店舗等の借用契約書等)
低 障 生	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	● 技能習得の場合 ・ 入校許可証または在校証明書 ・ 技能・資格の習得機関が記載された書類 ● 運転免許取得の場合 ・ 自動車学校(教習所)の経費見積書
低 障 高	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	・ 所定の「住宅改修計画書」 ・ 業者の見積書 ・ 現況建物の写真(※工事該当部分がわかるもの) ・ 所有者の承諾書(借地、借家の場合)
障 高	福祉用具等の購入に必要な経費	・ 機械、用具等の見積書
障	障がい者用自動車の購入に必要な経費	・ 所定の「自動車購入計画書」 ・ 自動車購入費用内訳書(見積書) ・ 運転者の運転免許証の写し
低 障 高 生	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	・ 社会保険庁の発行する特例措置対象者該当通知書の写し ・ 追納保険料納付書
低 障 高	負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費(健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	・ 所定の「診断並びに所要経費概算見込書」 ・ 世帯支出内訳書(生活費が必要な場合)
低 障 高	介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	・ 利用負担額が記載された書類の写し ・ ケアプラン等 ・ 世帯支出内訳書(生活費が必要な場合)
低 生	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	・ 官公庁が発行する被災証明書
低 障 高 生	冠婚葬祭に必要な経費	● 結婚費用の場合 ・ 婚姻の証明書(挙式会場の予約証明等) ・ 必要経費の見積書 ● 出産の場合 ・ 出産証明書(母子手帳の写し) ・ 所定の「診断並びに所要経費概算見込書」 ● 葬儀費用の場合 ・ 死亡診断書等 ・ 必要経費の見積書
低 障 高	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	・ 賃貸(仮)契約書の写し ・ 必要経費の見積書
低 障 高 生	就職、技能習得等の支度に必要な経費	● 就職の場合 ・ 購入内容の見積書、内定通知書または採用通知書 ● 技能習得の場合 ・ 学校が発行する内訳書
低 障 高 生	その他日常生活上一時的に必要な経費	必要経費を示す書類等



2-2. 福祉資金 緊急小口資金



対象となる世帯

- 低所得世帯
- 障がい者世帯
- 高齢者世帯

緊急小口資金は連帯保証人・連帯借受人は不要です。

借入ケース例

- ① 医療費または介護費など、臨時の生活費が足りない。
- ② 給与の盗難、紛失などにあい、生活費が必要になった。
- ③ 火災等の被災によって生活費が必要となるとき。
- ④ その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき。
 - (ア) 年金、保険、公的給付等の支給開始までの生活費が必要となるとき。
 - (イ) 会社からの解雇、休業等による収入減。
 - (ウ) 滞納していた税金、国民健康保険料、公共料金を支払ったことにより生活費が必要となったとき。
 - (エ) 事故等により、損害を受けた場合による支出増。(ただし、借受人の日常生活に支障をきたす事故等の場合に限る)
 - (オ) 社会福祉施設等からの退出に伴う賃貸住宅の入居に伴う敷金、礼金等を支払ったことにより生活費が必要となったとき。



資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
福祉資金 緊急小口資金	10万円以内	貸付の日から2カ月以内	8カ月以内	無利子

<償還例>……元金100,000円 8月(8回)の場合 月額12,500円×8回

必要な書類

内 容	対象者	書 類
緊急かつ一時的に生計の維持が困難となったことがわかる書類	借入申込者世帯	請求書(医療機関の請求書、公共料金の請求書等)、盗難届、紛失届(給与等の盗難、紛失を示す書類)、年金や公的給付等の支給開始時期がわかる書類、官公庁が発行する被災証明書 等
世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者世帯(全員分)	世帯全員の住民票(本籍地記載)、運転免許証や健康保険証等の写し
所得が分かる書類	借入申込者世帯(全員分)	源泉徴収票、所得証明書等 ※現在の収入が上記の書類と異なる場合は、直近の給与明細等 ※年金等の場合は、通知書の写しなど、年金額が分かる書類
その他	借入申込者	・所定の振込口座依頼書 ・所定の借用書 ・所定の償還金口座振替依頼書

※上記以外に、必要に応じて書類を求める場合があります。

よくある質問

Q1 生計中心者でないと借入れの申込みはできないのでしょうか？

A1 世帯単位での貸付となりますので、原則生計中心者が借受人となります(教育支援資金等は資金を活用する方が借受人となり、親御さん等、世帯の生計中心者が連帯借受人)。

Q2 据置期間(すえおききかん)とは何ですか？

A2 据置期間とは資金の借入後、返済を開始するまでの猶予期間のことを指します。この間は無利子となります。資金の種類によって、据置期間が異なります。

Q3 償還期間(しょうかんきかん)とは何ですか？

A3 償還とは、借入金の返済のことを指します。償還期間とは、借入金を返済する期間のことです。資金によって指定できる償還期間が異なります。償還期間内に償還(返済)完了できない場合、延滞利子(返済していない借入金の新たな利子)が発生します。

Q4 申込みから貸付金が交付されるまで、どのくらいの期間を要しますか？

A4 貸付審査を行うため、おおよそ3週間か1カ月程度を要します。(資金の種類によります。)

Q5 民生委員の関わりがないと利用することはできませんか？

A5 資金の借入にあたってはお住まいの地区の民生委員の意見書が必要となります。民生委員の支援を受けたくないといった場合は利用することはできません。地区の民生委員についてはお住まいの市町村の社会福祉協議会に確認してください。

Q6 母子世帯ですが、利用することはできますか？

A6 母子世帯、寡婦世帯の方は、本資金と同等の内容である母子・寡婦福祉資金のご利用についてお住まいの市町村役場に確認してください。

3. 教育支援資金

教育支援資金は、高等学校、大学（短期大学及び専門学校（専修高校専門課程）の専門課程を含む）、または高等専門学校に修学するのに必要な経費を貸し付ける資金です。



対象となる世帯

- 低所得世帯
- 生活保護世帯

借入ケース例

- ① 高校・短大・大学・専門学校の就学費用を借りたい。
- ② 授業料、家賃、通学定期代が足りない。
- ③ 入学金、制服・カバン等の購入費が足りない。

教育支援資金には、「教育支援費」と「就学支度費」の2つがあります。

【教育支援費】…… 修学に必要な経費

・ 授業料、参考書、学用品、交通費（通学定期代）、賃貸アパート家賃など

【就学支度費】…… 入学に際し必要な経費

・ 入学金や教科書代等の入学時に学校に納入する経費や制服・カバン等の購入経費等

資金の種類と内容

資金種類		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
教育支援資金	教育支援費	①高等学校（専修学校高等課程含む） 月額35,000円以内 ②高等専門学校 月額60,000円以内 ③短期大学（専修学校専門課程含む） 月額60,000円以内 ④大学 月額65,000円以内	卒業後6カ月以内	20年以内 （おおむね修学期間の2～3倍程度の年数）	無利子
	就学支援費	50万円以内			

＜教育支援費の計算方式＞…… 必要貸付限度月額 × 12カ月 × 修学期間（年）

＜償還例＞…… ・ 高校3年間 元金1,760,000円（支度費500,000円＋教育支援費35,000円×36ヶ月）

10年（120回）償還の場合 月額14,660円

・ 大学4年間 元金3,620,000円（支度費500,000円＋教育支援費65,000円×48ヶ月）

15年（180回）償還の場合 月額20,110円

※教育支援金は基本的に修学する方（資金を活用する方）が借受人となり、親御さん等、世帯の生計中心者が連帯借受人で申込みとなります。

※連帯借受人がいない場合、連帯保証人が必要です。

必要な書類

[共通添付書類]

内 容	対 象 者	書 類
世帯全員の所得がわかる書類	借入申込者・ 連帯借受人・ 連帯保証人	源泉徴収票、所得証明書等 ※現在の収入が上記の書類と異なる場合は、直近の給与明細等（3カ月分程度） ※年金等の場合は、通知書の写しなど、年金額がわかる書類
障害者世帯		障害者手帳等の写し （特に必要な場合）福祉事務所の意見書、市町村長の意見書
生活保護世帯	借入申込者	福祉事務所の意見書

●「教育支援費」に関する必要添付書類

- 新入学の場合は「合格通知書」の写し、在学者については「在学証明書」
- 授業料等の明細がわかる書類
- 所定の確認書（専修学校の場合）

●「就学支度費」に関する必要添付書類

- 合格通知書または、入学許可証の写し
- 経費の内訳が分かる書類
- 所定の確認書（専修学校の場合）

※上記以外に、必要に応じて書類を求める場合があります。



4-1. 不動産担保型 生活資金

不動産担保型生活資金は、今お住まいの居住用不動産を担保に生活資金をお貸しするものです。



対象となる世帯

- 高齢者世帯
 - 65歳以上で配偶者以外の同居人がいない世帯
 - 市町村民税非課税世帯または市町村民税均等割課税世帯
- <連帯保証人> 必要 ※推定相続人の中から選任



資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	貸付期間	据置期間	契約の終了	貸付利率
不動産担保型生活資金	月額30万円以内 (現在居住している宅地の評価額の7割程度まで) ※宅地の評価額が1,000万円以上あることが条件	借受人の死亡時までの期間又は貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間。	契約の終了後3カ月以内	据置期間終了時	年3% 又は毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い利率

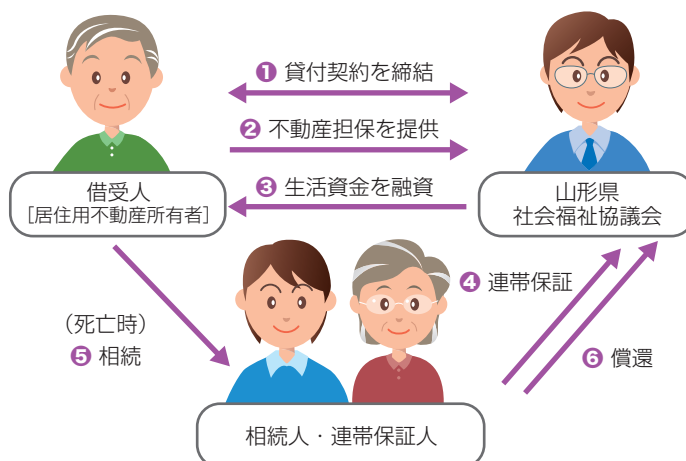
必要な書類

内 容	対象者	書 類
世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者	●戸籍謄本 ●世帯全員が記入されている住民票（住民票謄本）
世帯の資力が明らかになる書類	世帯全員	所得証明書等
担保となる土地の状況が明らかになる書類	借入申込者	●土地及び建物の登記簿謄本 ●土地の公図、位置図、土地及び建物の固定資産課税台帳、固定資産評価額証明書 ※その他、土地の地籍図、測量図、建物図面等を持っている場合は、用意が必要となります。
推定相続人の意向を確認する書類	推定相続人	推定相続人の同意書

※上記以外に、必要に応じて書類を求める場合があります。

貸付の仕組み

- 借受人と山形県社会福祉協議会が貸付契約を締結します。
- 不動産を担保として、山形県社会福祉協議会から借受人に生活資金を融資します。
(注) 担保となる不動産には、「根抵当権の設定登記」及び「所有権移転請求権保全のための仮登記」を行います。
- 借受人（不動産所有者）の推定相続人のうち一人を連帯保証人に設定します。
- 借受人が死亡した場合等に貸付契約は終了し、借受人の相続人または連帯保証人が貸付金および利息を償還します。
(注1) 貸付限度額に達していない場合、配偶者が承継することができます。
(注2) 償還は、相続人や連帯保証人の自己資力によるほか、不動産を売却して売却益から償還する場合もあります。
(注3) 貸付申請から初回送金まで、3カ月程度を目安としています。
※事情により3カ月以上の場合あり。



よくある質問

Q1 担保となる居住用不動産として、マンションは対象となりますか？

A1 なりません。また、借家や建物だけの所有（土地は借地）の場合も貸付対象外です。耕作地や遊休地、他人に貸している不動産等は担保として認められないことから貸付対象となりません。

Q2 固定資産税評価額が1,000万円以上の場合でも不動産評価は必要ですか？

A2 必要です。貸付申込をする場合は、不動産鑑定士による評価を実施することが必須です。その場合は、貸付の可否にかかわらず、鑑定費用は借入申込者に負担していただくこととなります（約5万円）。

4-2. 要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金

要保護世帯向け不動産担保型生活資金は、現に生活保護を受給されている高齢者世帯、又は要保護の高齢者世帯を対象に、今お住まいの居住用不動産を担保に生活資金をお貸しするものです。

対象となる世帯

- 要保護の高齢者世帯
 - 生活保護世帯（高齢者世帯のみ）
- ＜連帯保証人＞ 不要
- ※いずれも福祉事務所で貸付が適正と判断された世帯



資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	貸付期間	据置期間	契約の終了	貸付利子
要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金	月額は福祉事務所で設定 (生活扶助額の1.5倍以内) ・居住用不動産の評価額の7割程度 (集合住宅は5割) ※居住用不動産の評価額が500 万円以上あることが条件	借受人の死亡時までの期間 又は貸付元金金が貸付限度 額に達するまでの期間。 ※貸付限度額に達した以降 は、生活保護を受けられ ます。	契約の終了後 3カ月以内	据置期間終了時	年3% 又は毎年4月1日 時点の長期プライ ムレートのいずれ か低い利率

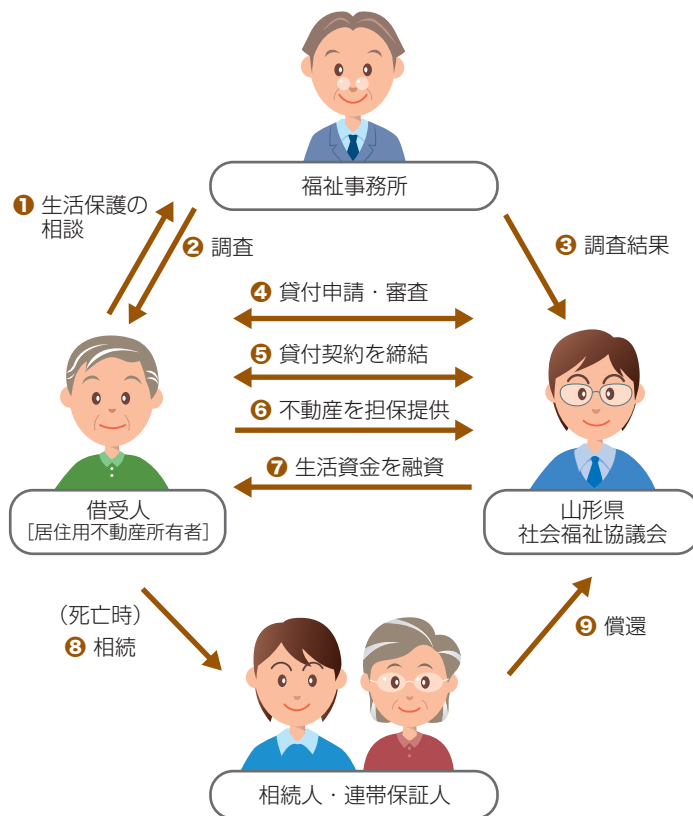
必要な書類

内 容	対 象 者	書 類
世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者	●戸籍謄本 ●世帯全員のが記入されている住民票（住民票謄本）
担保となる土地の状況が明らかになる書類	借入申込者	●土地及び建物の登記簿謄本 ●土地の公図、位置図、土地及び建物の固定資産課税台帳、固定資産評価額証明書 ※その他、土地の地籍図、測量図、建物図面等を持っている場合は、用意が必要となります。
推定相続人の意向を確認する書類	推定相続人	推定相続人の同意書

※上記以外に、必要に応じて書類を求める場合があります。

貸付の仕組み

- 福祉事務所の調査を経て、山形県社会福祉協議会で審査のうえ借受人と貸付契約を締結します。
- 不動産を担保として、山形県社会福祉協議会から借受人に生活資金を融資します。
(注) 担保となる不動産には、「根抵当権の設定登記」を行います。
- 借受人が死亡した場合等に貸付契約は終了し、借受人の相続人が貸付金および利子を償還します。
(注1) 配偶者がいる場合、配偶者死亡時まで償還を猶与できます。
(注2) 償還は、相続人の自己資金によるほか、不動産を売却して売却益から償還する場合もあります。
(注3) 貸付申請から初回送金まで、3カ月程度を目安としています。



よくある質問

Q1 既に抵当権が設定されている不動産は、貸付対象となりますか？

A1 貸付対象になりません。既に抵当権が設定されている不動産は、権利関係が複雑となり、償還の際の手続きが煩雑になることが想定されるため、貸付対象としておりません。借入申込をする場合は、貸付対象としたい不動産の担保権は必ず解除されていなければいけません。
※4-1の不動産担保型生活資金の場合も同じです。

生活福祉資金に関するご相談・お問い合わせは お住まいの市町村の社会福祉協議会へ

東南村山

山形市社会福祉協議会	023-645-9230
上山市社会福祉協議会	023-695-5095
天童市社会福祉協議会	023-654-5156
中山町社会福祉協議会	023-662-4361
山辺町社会福祉協議会	023-664-7982

西村山

寒河江市社会福祉協議会	0237-83-3220
大江町社会福祉協議会	0237-83-4122
朝日町社会福祉協議会	0237-67-2465
西川町社会福祉協議会	0237-74-5677
河北町社会福祉協議会	0237-72-7800

北村山

村山市社会福祉協議会	0237-52-0321
東根市社会福祉協議会	0237-41-2361
尾花沢市社会福祉協議会	0237-22-1092
大石田町社会福祉協議会	0237-35-3383

最上

新庄市社会福祉協議会	0233-22-5797
舟形町社会福祉協議会	0233-32-2733
大蔵村社会福祉協議会	0233-75-2111
戸沢村社会福祉協議会	0233-72-2111
鮭川村社会福祉協議会	0233-55-3653
真室川町社会福祉協議会	0233-64-1515
金山町社会福祉協議会	0233-52-2099
最上町社会福祉協議会	0233-43-3180

鶴岡・田川

鶴岡市社会福祉協議会	0235-24-0053
・藤島福祉センター	0235-64-3100
・羽黒福祉センター	0235-62-4534
・櫛引福祉センター	0235-57-5300
・朝日福祉センター	0235-53-2795
・温海福祉センター	0235-43-3266
三川町社会福祉協議会	0235-66-4410

酒田・飽海

酒田市社会福祉協議会	0234-23-5765
・八幡支部	0234-64-3765
・松山支部	0234-62-2843
・平田支部	0234-52-2260
庄内町社会福祉協議会	0234-43-3066
・立川福祉係	0234-56-3373
遊佐町社会福祉協議会	0234-72-4715

東置賜

米沢市社会福祉協議会	0238-24-7881
南陽市社会福祉協議会	0238-43-5888
高畠町社会福祉協議会	0238-52-4486
川西町社会福祉協議会	0238-46-3040

西置賜

長井市社会福祉協議会	0238-88-3711
白鷹町社会福祉協議会	0238-86-0150
飯豊町社会福祉協議会	0238-72-3353
小国町社会福祉協議会	0238-62-2825

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会

〒990-0021 山形市小白川町2丁目3-31
tel.023-622-5805 fax.023-626-1623
ホームページ <http://www.ymgt-syakyo.or.jp>

個人情報の取扱いについて
～生活福祉資金の申込・利用にあたって～

山形県社会福祉協議会では、「個人情報保護に関する方針」を実行するため、「個人情報保護規定」を定めています。生活福祉資金貸付事業についても、この規程に基づいて運用しております。